

発言通告表（一般質問）

平成30年11月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	遠藤 盛正（13）	<p>1. 地域包括ケアシステムにおける、地域包括支援センターの役割について</p> <p>厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進しています。</p> <p>これが、地域包括ケアシステムです。その地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として設置されたのが、地域包括支援センターです。地域包括支援センターの責務としては、地域の高齢者の総合相談・権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び、福祉の増進を包括的に支援する、これら期待される役割を、センターの構成員である社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャーのチームアプローチで対応するという形式をとっています。</p> <p>私は、今期これまでに、2025年問題に対する行政の取り組みとして、介護職員の現状、介護施設の現状、高齢者就労支援の必要性、在宅介護の家族支援の充実、福祉避難所のあり方、認知症対策など、富士市の高齢者支援に対する現状について質問を行ってきました。今後、高齢化が進む中、社会保障費を少しでも抑制するために編み出された地域包括ケアシステムだと思っておりますので、その進捗状況については注目をしてきました。今回はその肝の部分である、地域包括支援センターについて、平成18年4月の創設から10年以上経過していることから、現状についてお伺いしたいと思います。</p> <p>(1) 地域包括支援センター設置基準（人口割）と委託料について</p> <p>(2) 地域包括支援センターの業務内容について</p> <p>(3) 地域包括支援センターと高齢者地域支援窓口（5カ所）及び、在宅介護支援センターの役割と関係はどのようになっているのか。</p> <p>(4) 今年度フィランセに開設した地域保健課の予防事業と地域包括支援センターとの関係はどのようになっているのか。</p> <p>(5) 地域包括支援センターの指導・チェックはどのようになっているのか。</p> <p>(6) 2025年を見据えた、地域包括支援センターの配置は今のままでいいのか。</p> <p>(7) 2025年を見据えた、高齢者支援課の人員体制は今のままでいいのか。</p> <p>(8) 施設ケアマネジャーと居宅介護支援事業所ケアマネジャ</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
1	遠藤 盛正（13）	<p>一の指導は、静岡県及び、富士市はどのように行っているのか。</p> <p>(9) 地域包括支援センターでの認知症サポーター養成講座はどのように取り組んでいるのか。</p> <p>(10) 地域包括支援センターの認知度を高めるために、市民に幅広く愛称を募集してはいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	一条 義浩（16）	<p>1. 私有地から道路上に張り出している樹木への対応について  道路上に、私有地から樹木の枝や草が張り出していることにより、歩行者や自動車の通行に支障が生じている箇所が少なからず見受けられます。</p> <p>あらゆる事故を未然に防ぐためにも、該当箇所を発見、あるいは市民から連絡・通報を受けた折には、速やかな対応が求められます。</p> <p>以下、市当局の見解を伺います。</p> <p>(1) 地域住民等から、相談・苦情の状況についてお知らせください。</p> <p>(2) 民法第233条により、民地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、基本的には市で剪定・伐採ができないものと承知しておりますが、やむを得ず、市で実施する場合はあるのか、お知らせください。</p> <p>(3) 今後、空き家等がふえるとともに、同時にこうした問題も増加するものと思われませんが、法にのっとり、粛々と対処すべきであると考えますが、見解をお示しください。</p> <p>2. 中核市移行の検討は中断すべき</p> <p>(1) 中核市移行に関する方針について、来年（平成31年）2月に、移行表明・移行見送り・検討継続・検討中断のいずれかを決定していくとされ、調査が着々と進められていることかと思えます。</p> <p>懸念材料の筆頭に財政負担の問題が挙げられますが、さきの中核市移行検討に係る地区説明会の資料によると、7億4300万円の新たな負担が生じるとして、市民に示していますが、資料作成時から、精査は進んでいるのかお知らせください。</p> <p>(2) 移行表明しないと、県が詳細な情報を示していただけないというものですが、判断材料となり得る重要な情報とは何かお知らせください。</p> <p>(3) 国の制度として、流動的な要素も見受けられる中、中核市移行についての検討は「中断（検討中断）」し、近隣自治体との広域連携の深化や、市民サービス向上や地域課題解決のために必要な事務事業の権限移譲を進めながら、内外の情勢を見極めた上で、時間をかけて判断していくべきであると考えますが、見解をお示しください。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	笠井 浩（19）	<p>1. 富士市内の危険箇所をスマートフォンで通報できる仕組みの構築について</p> <p>富士市内の公共施設は市民にとって利用しやすく安全でなければならない。</p> <p>万が一危険な場所を発見した場合、一分でも一秒でも早く担当課に連絡が行き、対策が打たれなければならない。</p> <p>特に道路の陥没、側溝やマンホールのふたの破損などは事故に直結するおそれがあり、迅速な対策が打たれなければならない。現に、議会のたびに専決処分が報告され、市が賠償を余儀なくされる事例が後を絶たない。</p> <p>最近ではスマートフォンやタブレットが普及し、自在に使いこなす市民は、若い人だけに限らずふえている。</p> <p>浜松市では「いっちゃお!」というスマホ通報システムを平成27年から導入しており、市民からの道路陥没や災害の通報に対して迅速な対応をしている。</p> <p>これは、市民から通報と同時に送られる写真の位置情報がグーグルマップにプロットされ、通報内容はエクセルに送られ、写真つきの通報台帳まで作成してしまうというすぐれものである。写真をプリントして台帳に張りつけ、対応内容を書き込み、番号をつけて保管するといった職員の手間が大幅に改善される仕組みであると聞く。</p> <p>(1) 富士市でも浜松市と同様の仕組みを導入すべきと考えるかがか。</p> <p>(2) 過去にもスマートフォンやタブレットを利用し、バスロケーションシステムや翻訳等、行政運営に利用する提案が出されているが、富士市としてはどの程度検討が進んでいるか。</p> <p>2. 富士市における今後の住宅支援制度について</p> <p>富士市はスミドキU-40プラスやまちなかU-40などの若者や転入者向けの住宅支援制度を展開してきた。</p> <p>市はこれらの事業を検証し、本年10月2日には新たな住宅支援制度として高齢者等支援と空き家対策を挙げ、建設水道委員会協議会にて報告している。</p> <p>(1) 高齢者等を対象にした安全、安心に暮らせるための住宅支援制度を検討し、平成32年度から実施予定としているが、</p> <p>① 現在までの検討の内容について</p> <p>② バリアフリーリフォームに補助をすべきだと思うかがか。</p> <p>(2) 空き家対策として、</p> <p>① 来年度から実施予定の空き家の除却を支援する制度の内容について</p> <p>② 空き家を購入して居住する場合、リフォームに対する補助をすべきと思うかがか。</p>	市長 及び 担当部長